

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が文書の不存在を理由として行った公文書非公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成25年6月3日付けで、実施機関に対し、「平成23年（行コ）第28号 懲戒免職処分取消等請求控訴事件に関して、平成24年11月10日以降に収集、作成した文書（上告受理申立てに関するものも含む）。例として、県議会への説明資料やその記録、県内部や弁護士等との打ち合わせ記録、裁判費用・弁護士報酬等の支出関係文書。」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、対象となる公文書を作成、取得していないことを理由として、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年6月13日付け人第163号により異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成25年6月17日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

非公開とされた文書の搜索及びその公開を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び公開決定理由説明書に対する意見書において主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 県では、事務の処理は文書により行うことを原則とすること、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯については、文書を作成することが、岐阜県公文書規程（昭和44年訓令甲第1号）で定められている。

(2) 別件の公文書公開請求（以下「別件公開請求」という。）により写しの交付を受けた、県と弁護士事務所との間の委任契約書では、事件終了後に終結料等を改めて協議のうえ定めることになっているので、協議に関する文書の存在が考えられる。

終結料等をどうするかは、弁護士の権利事務の得喪に関する事項であること、委任契約に基づく弁護士報酬の支出に関することは財務会計上重要であり、「処理に係る事案が軽微なもの」として省略は出来ないことから、文書を作成する必要がある。

また、上告費用の立替金として報償費を弁護士に支払っているが、その立替金は、上告受理の申立て手数料の印紙代と予納郵便切手代と推測され、上告不受理の決定があった後には予納郵便切手の使用残額は返還されるので、精算が必要なはずである。

(3) 実施機関は、弁護士事務所と協議のうえ終結料等を支払わないことで合意があったと説明するが、県に終結料等の支払義務が無いことを明らかにしておく証拠書類として、県は

委任契約の相手方から何らかの文書を取得することが通常の事務処理であると思われる。

仮に、当該協議が口頭合意で足りる性質のものであったとしても、県の意思決定は文書によって行われているはずであり、その意思決定を行った決裁文書や、協議の経緯を記録した文書は必ず存在するはずである。

当該協議が口頭による合意で足りたため関係する文書は存在しないとの説明には信憑性が無く、組織的な隠蔽を疑わざるを得ない。

第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書について

対象公文書は、最高裁判所が平成24年9月13日付け上告不受理決定をしたことにより終了した懲戒免職処分取消等請求事件に関して、実施機関が、平成24年11月10日以降に作成又は取得した文書（以下「本件請求文書」という。）である。

2 本件処分の理由について

実施機関は、異議申立人からの別件公開請求に対して、平成24年11月9日以前に実施機関が作成又は取得した当該事件に関する公文書の写しを交付している。

しかし、実施機関は、同月10日以降、当該事件に関する文書を作成又は取得していないことから、文書不存在として、非公開決定を行ったものである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、当該事件の終結料等に係る精算に関する文書が存在すると考えられる旨を主張している。

異議申立人が主張する委託契約書において、終結料は、当該事件終了後、岐阜県弁護士報酬支払基準を基本として、改めて協議のうえ定めることとしている。そして、同基準では、終結料は、原則として着手金と同額とするが、終結までの弁論期日の回数等が僅少である等同額を支払うことが相当でない場合は、弁護士と相談のうえ減額するとしている。

当該事件は上告受理申立事件であり、口頭弁論が開かれることなく終結したこと等から、弁護士との協議のうえ、支払わないことで合意したものである。

また、県の会計規則において、支出に当たり、県の債務が確定していることを証する書類が必要となるが、県の債務がない以上、支出に係る書類を作成又は取得する必要もないことになる。

したがって、弁護士との協議も口頭による合意で足り、支払うべき終結料等の金額を書面で定める必要はなかったため、関係する文書は存在しない。

なお、上告費用の立替金については、訴訟遂行に通常要する程度の旅費及び訴訟費用が含まれる着手金の一部として支払われるのと同様に、報酬として支払っており、精算する必要もなく、別途文書を作成することもない。

以上のとおり、異議申立人の主張は理由がないから、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件請求文書について

異議申立人は、本件請求文書として、当該事件の終結料等に係る精算に関する文書を明示した上で、当該文書が存在する旨を主張し、その搜索及び公開を求めている。

2 本件請求文書の不存在について

実施機関は、平成24年11月10日以降、実際に本件請求文書を作成又は取得しておらず、

また、終結料等に係る弁護士との協議は口頭で行ったので、該当する文書は存在しないと説明する。

当該事件は上告審であり、口頭弁論が開かれなかった状況から、終結料等を支払わないことについて口頭で協議したとしても不合理とまではいえない。

そして、本件請求文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明に不合理、不自然な点、他にその存在を認めるに足りる事情はなく、また、当該事件の報酬等に係る精算に関する文書を作成すべき特段の事情も認められない。

また、当審査会が実施機関に再度確認したところ、本件請求文書に該当する公文書は存在しないと回答であった。

したがって、実施機関が本件請求文書の不存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成25年6月24日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年7月18日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成25年7月19日	・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成25年8月6日	・異議申立人から意見書を受領した。
平成25年9月11日 (第120回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成25年10月23日 (第121回審査会)	・諮問事案の審議を行った。 ・実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成25年12月5日 (第122回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	元岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)